

宿泊税システム整備等補助金 事前相談票

相談日	
-----	--

1. 相談者

宿泊施設名	
住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者氏名）	
担当者氏名	
電話番号	

2. 補助事業 ※宿泊税の導入に係る整備に限る

事業名	内容	申請予定の有無 ※複数選択可
システム整備事業	宿泊管理システムを新たに構築、又は既存のシステムを改修	☐
関係帳票整備事業	関係帳票を新たに作成、又は既存の帳票の修正	☐
周知啓発事業	ホームページ、パンフレット等の作成、又は修正	☐

3. 収入 ※補助限度額 50 万円、補助率 10 分 10

（単位：円）

科目	予算額	備考
市補助金		
自己資金		
計		

4. 支出

（単位：円）

科目	金額（概算可）	購入（予定）先	物品・業務名等
（記載例）印刷製本費	200,000	（株）ヒロ印刷	パンフレット印刷◎部
計			

※収入と支出の計を一致させてください。

弘前市宿泊税システム整備等補助金

1. 対象者

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備等を行う、次の要件を満たす者。

- (1) 弘前市宿泊税条例第8条第1項又は附則第3項の規定により、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること
- (2) 市税の滞納がないこと

2. 補助事業 ※宿泊税導入に係る整備に限ります。

(1) システム整備事業

POS レジシステム等のシステム構築・改修、PC・ソフトウェア購入等

(2) 関係帳票整備事業

領収書の購入等

(3) 周知啓発事業

ホームページ、パンフレット等の作成・修正等

3. 補助対象経費

- (1) 委託料、(2) 手数料、(3) 機器購入費、(4) ソフトウェア購入費、(5) 消耗品費、(6) 印刷製本費

【補助対象外例】

- ・クラウドの月額・年額使用料や保守料
- ・リース・レンタル契約のソフトウェアやハードウェア
- ・国等の補助金の交付対象となっている経費
- ・公租公課（消費税及び地方消費税）
- ・交付決定前に開始した事業の経費

4. 補助額

補助率 10分の10

補助限度額 50万円

5. 事前相談期間

令和7年6月2日（月）から令和7年7月31日（木）まで

6. 問い合わせ先

弘前市財務部市民税課諸税係

TEL : 0172-35-1117（直通） FAX : 0172-38-2902